

諮 問 書

令和3年1月8日

海老名市個人情報保護審査会 会長 殿

海 老 名 市 長 内 野



海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づき、要配慮個人情報の取扱いについて、貴審査会の御意見をいただきたく、次のとおり諮問します。

<p>事務担当課</p>	<p>危機管理課</p>
<p>諮問事項</p>	<p>災害時における職員の子ども預かりのための要配慮個人情報の取扱いについて</p>
<p>諮問の内容</p>	<p>大規模災害の発生時における職員の参集率向上を目的として実施される職員の子ども預かり業務を行う上で、災害の発災前に対象となる職員の子の状況を詳細に把握するため、病歴、障がい等の要配慮個人情報を含む個人情報の取扱いを行いたく、海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づき、諮問するものです。</p>

災害時における職員の子ども預かりについて

1 目的

大規模災害の発生時等、多くの職員の動員が必要な場合等において、職員の子どもを一時的に預かる環境を整備することによって職員の参集率を向上させ、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、災害対策基本法第5条第2項に定める市の責務として、市の有する機能を十分に発揮できる体制を確保することを目的とする。

2 子ども預かりの概要

地震災害等の突発的な災害発生時、職員の両親、親戚・知人等に子どもを預けるための時間的余裕がない場合や被害等により子どもを預ける状況にない場合において、緊急参集時に子どもを同行して市の子ども預かり所に預ける。

原則として、預かり所はこどもセンターとするが、相模川氾濫予想時は柏ヶ谷保育園とし、預かり時間は24時間から36時間とする。

現在検討中の預り所の職員体制は、市の保育士4名及び市職員4名の計8名を1チームとし、12時間ごとの3交代制で実施する計画となっているが、預かる子どもの人数及び、障がい等、特に支援を要する子がいる場合には、職員の増減を検討する。

3 諮問に当たって

上記のとおり、突発的に発生する災害による混乱状態の中で、実施しなければならない緊急参集に際して、安全かつ迅速に子ども預かりを行う必要性から、大規模災害発災前の平常の段階において、必要な対応策の検討と子どもの状況に応ずる人員配置の計画等の準備を行っておかなければならない。

そのため、対象となる職員の子どもの状況について、事前に詳細に把握しておく必要があり、特に、病歴、障がい等の要配慮個人情報、預かり業務の際に子どもの安全確保に直接的に関係することから、これらの要配慮個人情報の内容に応じて事前準備を行い、安全かつ迅速に災害時の対応を行いたいものである。

したがって、海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づき、貴審査会の意見を聴いた上で、子ども預かりを希望する職員の子どもに関する要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱いたいものである。

4 収集した個人情報の保管等について

外部と接続していない庁内ネットワーク内にパスワード付ファイルに保存し、漏えいがないよう措置を講じる。また、災害時に備え、紙簿冊を3部作成し、危機管理課内、こどもセンター及び柏ヶ谷保育園で、それぞれ1冊ずつを鍵のかかる書庫に保管し、管理責任者を指定して管理・使用する等、厳重に取り扱うこととする。

なお、具体に取り扱う職員として、各課の担当職員、子ども預かりに任ずる職員及び係長以上の職員を想定している。

5 添付資料

- (1) 添付資料1 「両親等のデータ」
- (2) 添付資料2 「子どものデータ」

6 その他

- (1) この職員の子ども預かりについては、定期的に訓練を行い、対処要領を作成し、これを検証、改善していく予定である。
- (2) 収集する個人情報については、毎年度当初、両親等及び子どもの状況に変化が生じたときに更新する。

① 職員		② 配偶者	
		※該当のない場合は氏名欄に「なし」と記入	
所属課・役職		氏名	
氏名		電話番号	
携帯電話番号		業種 <small>(できるだけ詳しく)</small>	
住所		勤務先の名称	
		勤務先の所在地	
		同居・別居 <small>(単身赴任等)</small>	
		災害時に子どもの面倒をみられる可能性	
③-1 実父母（職員方）		③-2 義父母（配偶者方）	
※該当のない場合は氏名欄に「なし」と記入		※該当のない場合は氏名欄に「なし」と記入	
実父氏名		義父氏名	
住所		住所	
電話番号		電話番号	
健康状態等		健康状態等	
子ども預かりの可否		子ども預かりの可否	
実母氏名		義母氏名	
住所 <small>(実父と異なる場合に記入)</small>		住所 <small>(義父と異なる場合に記入)</small>	
電話番号		電話番号	
健康状態等		健康状態等	
子ども預かりの可否		子ども預かりの可否	
④-1 兄弟・親戚（職員方）		④-2 兄弟・親戚（配偶者方）	
※子どもを預かれる可能性がある人を記入		※子どもを預かれる可能性がある人を記入	
氏名		氏名	
住所		住所	
電話番号		電話番号	
⑤ 市の災害時子ども預かり所に子どもを預ける可能性		※本データは、危機管理課内、こどもセンター及び柏ヶ谷保育園で保管します。	

子どものデータ (貴方の所属課・姓を入力ください) 第__子 【令和3年1月1日現在】

ふりがな		緊急連絡先	
児童氏名	男 女	ふりがな 氏名	
生年月日(年齢) <small>西暦・和暦いずれでも可</small>	年 月 日 (歳)	児童との関係	
学校名・保育幼稚園名 学年・組		身長	cm
一緒に預ける兄弟の氏名		体重	kg
アレルギーの有無	(有・無) 1.アトピー 2.喘息 3.鼻炎 4.花粉症 5.食物 6.その他	アレルギーに 係る服薬等 (要相談)	
その他アレルギーに関して気 を付けてほしいこと			
過去の大きな病気やケガ	有・無	時期・内容:	
ひきつけを起こした ことはありますか。	有・無	状況等:	
癖・気を付けてほしいこと			
好きなこと <small>(遊びなど)</small>			
保険への加入状況 <small>(生命保険・傷害保険)</small>	有・無	種類	生命保険・傷害保険
その他 <small>(なんでも記入)</small>			

お子さんの顔写真を添付してください。
(スナップ写真のトリミングで可)

未就学児記入欄	首のすわり	【 】ヶ月頃から
	寝返り	【 】ヶ月から
	お座り	【 】ヶ月から
	ハイハイ	【 】ヶ月から
	歩行	【 】ヶ月から
	名前を呼ぶと振り向く?	はい・いいえ
	指示したことがわかる?	はい・いいえ
	おしゃべりをする?	はい・いいえ
	おむつの使用	はい・いいえ
	トイレでの排泄	排尿・排便
	おねしょの有無	有・無
	睡眠時間 昼 夜	【 】時~【 】時 【 】時~【 】時
寝るときの癖		

※本データは、危機管理課内、こどもセンター及び柏ヶ谷保育園で保管します。

海老名市個人情報保護条例第7条の規定に基づき審査会の意見を聴いた
要配慮個人情報における取扱制限の類型について

条例の解釈運用上、既に審査会に諮問され、その取扱いについて適当と認める答申を得た事案を類型化し、同種の事案につき再度諮問することを省略しております。この類型化された事項（以下「類型事項」という。）は条例解釈運用基準に定めており、これに係る整理を行いたいため、次の2点について確認を求めます。

1 新規の類型事項を設けることについて

本審査会の諮問事項である「災害時における職員の子ども預かりのための要配慮個人情報の取扱い」を承認する答申の方向性が得られた場合において、「災害対応において生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合」に要配慮個人情報を取り扱うことができるものと類型化し、**資料No.6（類型番号8）**のとおり新たに追加します。

2 類型事項における要配慮個人情報の項目の整理について

既に答申をいただいた内容に基づくものではありませんが、上記のほか、平成30年2月の条例改正により追加された要配慮個人情報（7項目）について、各類型事項における取扱いを明確化したいため、**資料No.6（類型番号1～7）**のとおり修正します。

【参考】平成30年2月条例改正前後における要配慮個人情報

改正後	改正前
(1) 人種	(1) 思想、信条及び宗教
(2) 信条	(2) 人種及び民族
(3) 社会的身分	(3) 犯罪歴
(4) 病歴	(4) 社会的差別の原因となる社会的身分
(5) 心身の機能の障害	
(6) 健康診断の結果	
(7) 医師等による指導・診療・調剤	
(8) 犯罪の経歴	
(9) 刑事事件に関する手続	
(10) 少年の保護事件に関する手続	
(11) 犯罪により害を被った事実	

【新】

【第7条の規定に基づき審査会の意見を聴いた取扱制限の類型】

番号	類 型	類型の細区分	取り扱う要配慮個人情報
1	市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で、相談者等の意思により取扱い制限事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱うとき。	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	<u>○全ての項目</u>
2	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に取扱制限事項に係る個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱うとき。		<u>○全ての項目</u>
3	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者の犯罪歴を取り扱う場合		○犯罪の経歴 <u>○刑事事件に関する手続</u> <u>○少年の保護事件に関する手続</u>
4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された取扱制限事項に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱うとき。		<u>○全ての項目</u>
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。		○信条
6	用地買収等において神社、仏閣、墳墓等の宗教施設の改葬、移転等の費用補償を適正に行うため、取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。		○信条
7	国際交流、友好親善等海外からの研修生、来客者等の受入れに際し、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。		○信条 <u>○病歴</u> <u>○心身の機能の障害</u> <u>○健康診断の結果</u> <u>○医師等による指導・診療</u> <u>・調剤</u>
8	<u>災害対応において生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合に、取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。</u>		<u>○病歴</u> <u>○心身の機能の障害</u> <u>○健康診断の結果</u> <u>○医師等による指導・診療</u> <u>・調剤</u>

【旧】

【第7条の規定に基づき審査会の意見を聴いた取扱制限の類型】

番号	類 型	類型の細区分	取り扱う個人情報
1	市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で、相談者等の意思により取扱い制限事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱うとき。	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	○信条 ○人種 ○犯罪の経歴 ○社会的身分
2	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に取扱制限事項に係る個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱うとき。		○信条 ○人種 ○犯罪の経歴 ○社会的身分
3	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者の犯罪歴を取り扱う場合		○犯罪の経歴
4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された取扱制限事項に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱うとき。		○信条 ○人種 ○犯罪の経歴 ○社会的身分
5	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。		○信条
6	用地買収等において神社、仏閣、墳墓等の宗教施設の改葬、移転等の費用補償を適正に行うため、取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。		○信条
7	国際交流、友好親善等海外からの研修生、来客者等の受入れに際し、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため取扱い制限事項に係る個人情報を取り扱うとき。		○信条